陳述書の提出等について（注意）

○競売物件の入札をするには、入札書とともに、陳述書の提出が必要となりました。

○入札ごとに陳述書が提出されなければ、入札は無効となります。

○陳述書は、以下のとおり個人用、法人用などの種類があるので該当するものを使用してください。

○陳述書の記入・押印・提出は、陳述書下部の「注意」をよく読んで行ってください。

○陳述書の記載や添付書類に不備があると、入札が無効となることがあります。※特に個人・役員名のフリガナもれに御注意ください。

○陳述書の用紙は、執行官室において入手可能です。

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書
（買受申出人（個人）本人用）

大阪地方裁判所執行官　殿

事件番号	□平成 □令和　年（　）第　号	物件番号	

陳述

私は、暴力団員等ではありません。

私は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。

□ 自己の計算において私に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書９参照）
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

（陳述書作成日）令和　年　月　日

買受申出人（個人）本人

住　所	〒　－
（フリガナ）	
氏　名	㊞
性　別	□ 男性　□ 女性
生年月日	□昭和 □平成　年　月　日 □西暦

注　意

1　陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
2　事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
3　本用紙は、買受申出人が個人の場合のものです。法人の場合は、法人用の用紙を用いてください。また、買受申出人に法定代理人がある場合（未成年者の親権者など）は、買受申出人（個人）法定代理人用の用紙を用いてください。
4　共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
5「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」を指します。
6　陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
7　氏名、住所、生年月日及び性別を証明する文書（住民票等）を添付して、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
8　氏名、住所、生年月日及び性別は、それらを証明する文書のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
9　**買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。**
10　自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
11　**提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。**
12　**虚偽の陳述をした場合には、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。**

※該当する□にチェックを入れてください。

陳述書
（買受申出人（法人）代表者用）

大阪地方裁判所執行官　殿

事件番号	□平成 □令和　年（　）第　号	物件番号	

陳述

当法人は、暴力団員等が役員である法人ではありません。

当法人は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人の計算において買受けの申出をする者ではありません。

□ 自己の計算において当法人に買受けの申出をさせようとする者は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」記載のとおりです。（注意書９参照）
この者は、暴力団員等又は暴力団員等が役員である法人ではありません。

（陳述書作成日）令和　年　月　日

買受申出人（法人）代表者

法人の所在地	〒　－
法人の名称	
代表者氏名	㊞
役　員	別紙「買受申出人（法人）の役員に関する事項」のとおり

注　意

1　陳述書は、一括売却される物件を除き、物件ごとに別の用紙を用いてください（鉛筆書き不可）。
2　事件番号及び物件番号欄には、公告に記載された番号をそれぞれ記載してください。事件番号及び物件番号の記載が不十分な場合、入札が無効となる場合があります。
3　本用紙は、買受申出人が法人の場合のものです。個人の場合は、個人用の用紙を用いてください。
4　共同入札の場合には、入札者ごとに陳述書及び添付書類を提出してください。
5「暴力団員等」とは、「暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成３年法律第７７号）第２条第６号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から５年を経過しない者」を指します。
6　陳述書は、必ず入札書とともに提出してください。提出がない場合、入札が無効となります。
7　所在地、名称及び代表者氏名は、資格証明書（代表者事項証明、全部事項証明等）のとおり、正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
8　**買受申出人が宅地建物取引業者の場合には、その免許証の写しを提出してください。**
9　自己の計算において買受けの申出をさせようとする者（買受申出人に資金を渡すなどして買受けをさせようとする者をいいます。）がある場合は、別紙「自己の計算において買受けの申出をさせようとする者に関する事項」の添付が必要です。
10　**提出後の陳述書及び添付書類（別紙を含む）の訂正や追完はできません。**
11　**虚偽の陳述をした場合には、６月以下の拘禁刑又は５０万円以下の罰金に処せられることがあります（民事執行法213条）。**

（別紙）
※該当する□にチェックを入れてください。

買受申出人（法人）の役員に関する事項

1 □代表者	住　所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏　名	
	性　別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成　年　月　日 □西暦
2	住　所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏　名	
	性　別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成　年　月　日 □西暦
3	住　所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏　名	
	性　別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成　年　月　日 □西暦
4	住　所	〒　－
	（フリガナ）	
	氏　名	
	性　別	□ 男性　□ 女性
	生年月日	□昭和 □平成　年　月　日 □西暦

注　意

1　買受申出人が法人の場合は、本書面の提出が必要です。提出がない場合、入札が無効となります。
2　役員全員（代表者を含む）の氏名、住所、生年月日及び性別を正確に記載してください。記載に不備がある場合、入札が無効となる場合があります。
3　役員の氏名、住所、生年月日及び性別などを証明する文書（住民票等）の添付は不要です。
4　役員が５人以上の場合は、本用紙を複数枚用いてください。
5　**提出後の本書面の訂正や追完はできません。**

令和　８年（ケ）第　　２２７号

期　間　入　札　の　公　告

令和　８年１１月１９日
大阪地方裁判所第１４民事部
裁判所書記官　坂　田　海　成

別紙物件目録記載の不動産を下記のとおり期間入札に付します。

記

入札期間	令和　８年１２月　８日　午前　９時００分から 令和　８年１２月１５日　午後　５時００分まで	
開札期日	日　時 場　所	令和　８年１２月２１日　午前　９時３０分 大阪地方裁判所執行部等合同庁舎３階開札場
売却決定期日	日　時 場　所	令和　９年　１月　８日　午前１０時００分 大阪地方裁判所第１４民事部
買受申出の保証の提供方法		下記のいずれかによります。 （１）当部の当座預金口座に金銭を振り込んだ旨の金融機関の証明書 （２）銀行，損害保険会社，農林中央金庫，商工組合中央金庫，全国を地区とする信用金庫連合会，信用金庫又は労働金庫の支払保証委託契約締結証明書
買受申出の資格の制限（民事執行規則３３条）		☆印を付した物件は農地です。権限を有する行政庁が交付した買受適格証明書を有する者及び買受けについて農地法上の許可又は届出を要しない者に限り，買受けを申し出ることができます。
一般の閲覧に供するため，令和　８年１１月１９日午前９時から入札期間最終日午後４時３０分まで物件明細書，現況調査報告書及び評価書の各写しを大阪地方裁判所執行部等合同庁舎３階物件明細閲覧室に備え置きます。		

物件番号	売却基準価額（円） 買受可能価額（円）	一括 売却	買受申出保証額（円）	令和８年度	
				固定資産税（円）	都市計画税（円）
1, 2	37, 520, 000 30, 016, 000	一括	7, 504, 000	176, 388	49, 260
1	12, 210, 000				
2	25, 310, 000				
備考					

令和　8年（ケ）第　　２２７号

物　件　目　録

１　所　　在　　豊中市蛍池中町一丁目

　　地　　番　　１００番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１５１．５３平方メートル

２　所　　在　　豊中市蛍池中町一丁目１００番地２

　　家屋　番号　　１００番２の２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　６６．４６平方メートル
　　２階　５１．８８平方メートル

令和　８年（ケ）第　　２２７号

物　件　明　細　書

令和　８年１０月２２日
大阪地方裁判所第１４民事部
裁判所書記官　坂　田　海　成

1　不動産の表示
【物件番号１，２】
別紙物件目録記載のとおり

2　売却により成立する法定地上権の概要
なし

3　買受人が負担することとなる他人の権利
【物件番号１，２】
なし

4　物件の占有状況等に関する特記事項
【物件番号２】
本件所有者が占有している。

5　その他買受けの参考となる事項
なし

《　注　　意　　書　》

1　本書面は、現況調査報告書、評価書等記録上表れている事実等を記載したものであり、関係者の間の権利関係を最終的に決める効力はありません（訴訟等により異なる判断がなされる可能性もあります）。

2　記録上表れた事実等がすべて本書面に記載されているわけではありませんし、記載されている事実や判断も要点のみを簡潔に記載されていますので、必ず、現況調査報告書及び評価書並びに「物件明細書の詳細説明」もご覧ください。

3　買受人が、占有者から不動産の引渡しを受ける方法として、引渡命令の制度があります。引渡命令に関する詳細は、「引渡命令の詳細説明」をご覧ください。

4　対象不動産に対する公法上の規制については評価書に記載されています。その意味内容は「公法上の規制の詳細説明」をご覧ください。

5　各種「詳細説明」は、閲覧室では通常別ファイルとして備え付けられています。

令和　８年（ケ）第　　２２７号

物　件　目　録

１　所　　在　　豊中市蛍池中町一丁目

　　地　　番　　１００番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１５１．５３平方メートル

２　所　　在　　豊中市蛍池中町一丁目１００番地２

　　家屋　番号　　１００番２の２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　６６．４６平方メートル
　　２階　５１．８８平方メートル

令和８年(ケ)第２２７号
令和８年７月２１日受理
令和　年　月　日提出
8.9.-9

現況調査報告書

大阪地方裁判所
執行官　平　島　武　彦

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和　８年（ケ）第　　２２７号

物　件　目　録

１　所　　在　　豊中市蛍池中町一丁目

　　地　　番　　１００番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１５１．５３平方メートル

２　所　　在　　豊中市蛍池中町一丁目１００番地２

　　家屋　番号　　１００番２の２

　　種　　類　　居宅

　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　６６．４６平方メートル
　　２階　５１．８８平方メートル

不動産の表示	「物件目録」のとおり
住居表示	豊中市蛍池中町１丁目１１－２０
土地	物件１
現況地目	■宅地（物件１） □公衆用道路（物件　　） □　　（物件　　）
形状	□公図のとおり　□地積測量図のとおり □建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり □
占有者及び占有状況	■土地所有者　□その他の者 上記の者が本土地上に下記建物を所有し、占有している □「占有者及び占有権原」のとおり
下記以外の建物（目的外建物）	■ない □ある（詳細は「目的外建物の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
建物	物件２
種類，構造及び床面積の概略	■公簿上の記載とほぼ同一である □公簿上の記載と次の点が異なる（□主たる建物　□附属建物） □種　類： □構　造： □床面積：
物件目録にない附属建物	■ない □ある　種　類： 構　造： 床面積：
占有者及び占有状況	■建物所有者　□その他の者 上記の者が本建物を住居として使用している □「占有者及び占有権原」のとおり
上記以外の敷地（目的外土地）	■ない □ある（詳細は「目的外土地の概況」のとおり）
その他の事項	「その他の事項」のとおり
執行官保管の仮処分	■ない □ある　地方裁判所　支部　令和　年(　)第　号 保管開始日　令和　年　月　日
土地建物の位置関係	□建物図面（各階平面図）のとおり　■土地建物位置関係図のとおり

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

そ の 他 の 事 項

1　表札等の表示

⑴　表札　　債務者兼所有者の姓（ローマ字表記）

⑵　郵便受け　表札と兼ねる

2　目的土地の現況について

⑴　目的土地を概測したところ、形状は概ね土地建物位置関係図のとおりであり、公簿面積と概ね一致した。

⑵　目的土地は、建築基準法上の道路に接面している。

3　目的建物の現況について

⑴　形状は、概ね間取略図のとおりである。

⑵　目的建物は、経年相当の劣化、損耗が認められる。

⑶　目的建物内部には、家財道具、日用品等の動産類が存在する。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

関係人の陳述等

陳述者 （当事者等との関係）	陳述内容等
債務者兼所有者	1　目的建物には、私と家族が住んでいます。 2　目的建物には、修繕を要するような大きな不具合はないと思います。

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

（調査経過用）

調 査 の 経 過

調 査 の 日 時	調 査 の 場 所 等	調 査 の 方 法 等
8年 7月21日 12：30－12：45	大阪法務局北出張所	公図等調査
8年 7月21日 13：05－13：10	中之島図書館	物件確認
8年 7月23日 9：10－9：35	豊中市役所	道路、建築確認及び課税関係調査
8年 7月23日 10：35－10：50	物件所在地	物件及び占有確認（不在）、照会書投函
8年 9月 4日 9：20－9：40	物件所在地	立入調査（評価人帯同）、債務者兼所有者と面談

（特記事項）

□ 令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていると予想されたので，立会人及び解錠技術者を同行して臨場した。

□ 令和　　年　　月　　日
目的物件は不在で施錠されていたので，立会人　　を立ち会わせ，技術者に解錠させて建物内に立ち入った。

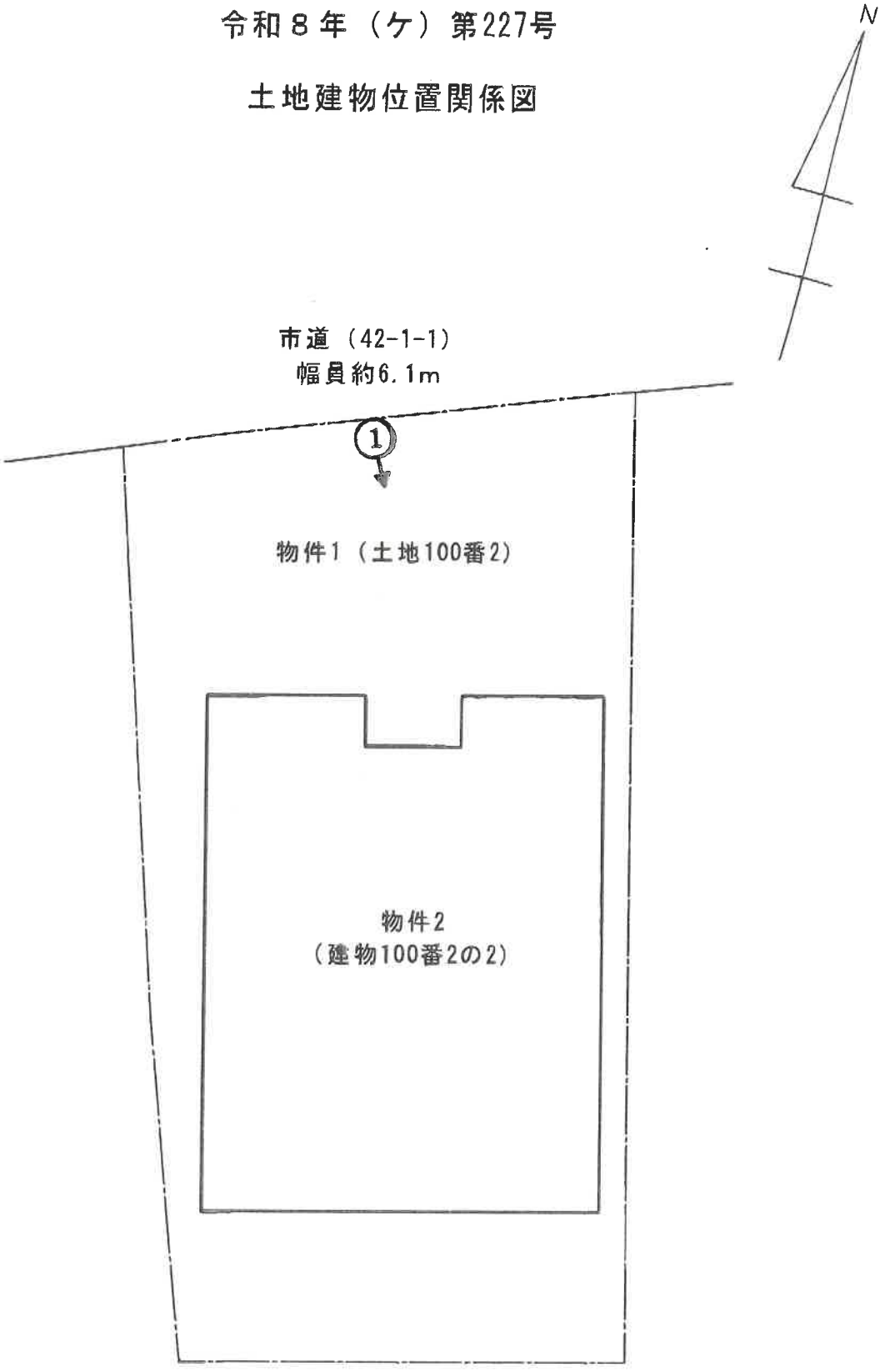
□ 令和　　年　　月　　日
休日・夜間執行許可の提示をした。

□

（注）チェック項目中の調査結果は，「■」の箇所の記載のとおり

令和８年（ケ）第227号

土地建物位置関係図



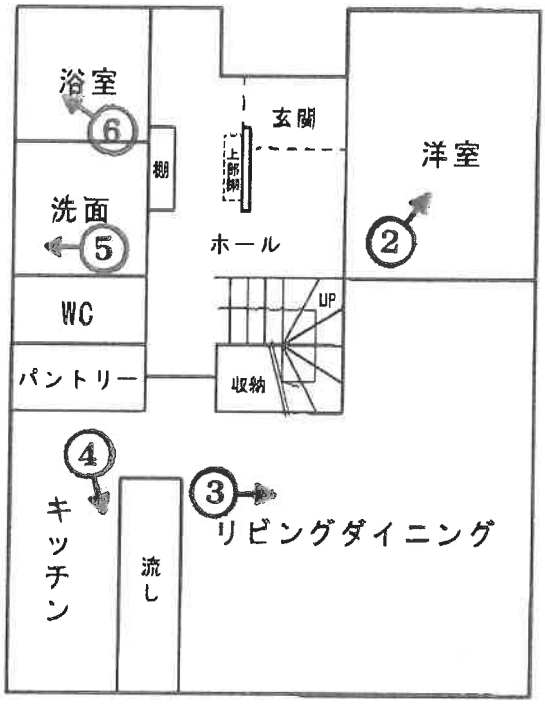
（←○写真撮影場所・方向）

令和８年（ケ）第227号

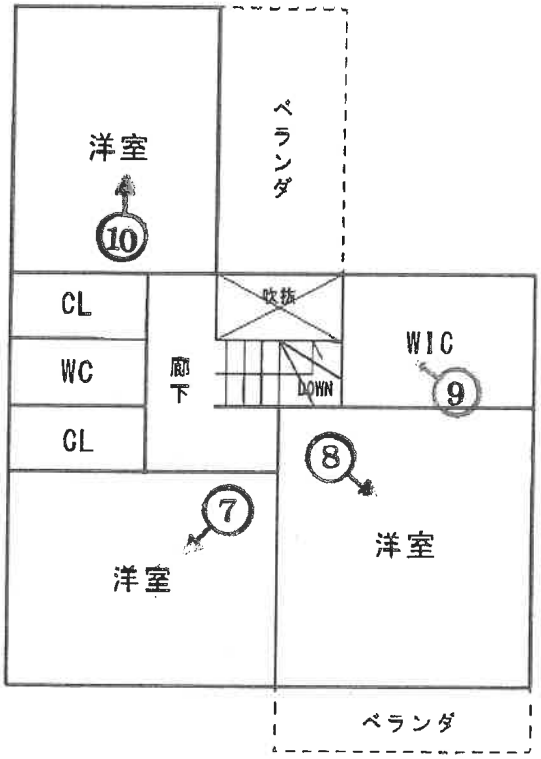
間取略図



1F



2F



(←○写真撮影場所・方向)



①
目的建物



②



③



④



⑤



⑥

⑦



⑧



⑨





⑩

令和8年　（ケ）　第227号
令和8年9月4日　現地調査
令和8年9月6日　評　　価

大阪地方裁判所　第１４民事部　御中

評　価　書

（土地付建物）

評価人　不動産鑑定士

北谷　奈穂子

第１　評価額

一　括　価　格	
金 37,520,000円	
内　訳　価　格	
物件１	金　　12,210,000円
物件２	金　　25,310,000円

１　一括価格は，物件１，２の各不動産について，一括売却（民事執行法６１条本文）を行うことを前提とした場合の価格である。

２　内訳価格は，配当等の判断のために一括価格の内訳として算出した価格である。

３　物件１の内訳価格は物件２のための土地利用権等価格を控除した価格であり，物件２の内訳価格は当該土地利用権等付建物としての価格である。

第２　評価の条件

１　本件評価は，民事執行法により売却に付されることを前提とした適正価格を求めるものである。

したがって，求めるべき評価額は，一般の取引市場において形成される価格ではなく，一般の不動産取引と比較しての競売不動産特有の各種の要因（売主の協力が得られないことが常態であること，買受希望者は内覧制度によるほかは物件内部の確認が直接できないこと，引渡しを受けるために法定の手続をとらなければならない場合があること，目的物の種類又は品質に関する不適合には担保責任がないこと等）等を反映させた価格とする。

２　評価は，目的物件の調査時点における現状に基づいて行うものであり，調査日以降発生した物件の現状変更については原則として考慮していない。

３　現地での物件調査は，原則として目視可能な部分に限定される。

４　物件に関する情報提供の内容は，民事執行法５８条４項に定める場合を除いて，公開された資料に基づくものである。

第３　目的物件

現況欄に記載のない事項については，ほぼ登記記載と同じ

番号	所　在　等	登　　記	現　　況
1	所　　在 地　　番 地　　目 地　　積	物件目録記載のとおり	同左
2	所　　在 家屋番号 種　　類 構　　造 床 面 積	物件目録記載のとおり	同左
番号	特　記　事　項		
―	特にない		

第４　目的物件の位置・環境等

１　土地の概況及び利用状況等（物件１）

位置・交通	阪急宝塚本線　　蛍池駅　　南西方　　道路距離　　約350m （別添「位置図」参照）	
付近の状況	一般住宅の中に共同住宅等が見られる住宅地域	
主な公法上の規制等 （道路の幅員等の個別的な規制を考慮しない一般的な規制）	都市計画区分	市街化区域
	用途地域	第1種中高層住居専用地域
	建ぺい率	60%
	容積率	200%
	防火規制	建築基準法第22条区域
	その他の規制	第2種高度地区、宅地造成等工事規制区域
画地条件	規模	151.53㎡
	形状	ほぼ長方形
	間口・奥行	間口約9.6m・奥行約17.3m
	高低差等	概ね等高接面
接面道路の状況	北側	幅員約6.1m市道（建築基準法第42条1項1号）
	接道状況	中間画地
土地の利用状況等	現況	一般住宅の敷地
	東側	一般住宅
	西側	共同住宅
	南側	一般住宅
	北側	市道
供給処理施設	上水道	あり
	ガス配管	あり
	下水道	あり
	（注）供給処理施設における「あり」とは，対象物件の前面道路に該当施設の本管（以下，「施設管」という。）が通っており，通常の費用で敷地内への引込みが出来る状態にあることをいう。「なし」とは，対象物件を含めた周辺に施設管が配置されておらず，敷地内に引き込むことが不可能な場合をいう。「不明」とは，前面道路に施設管は敷設されていないにもかかわらず供給処理を利用している場合や，役場での確認事項に疑義がある場合等で，将来的に当該施設が利用できるかどうか不明な場合をいう。	
土壌汚染等	目的土地及び分筆前土地の登記簿・閉鎖登記簿等からは個人の所有者名及び宅地の登記簿地目が確認された。過去の住宅地図によると、確認できる昭和38年頃にはすでに住宅の敷地として利用されていた。昭和48年頃には寮の表記が見られたが、その後は小売店舗及び住宅の敷地となり、令和3年に目的建物が建築され、現在に至る。現在、対象物件を含め周囲に法令上の有害物質使用特定施設はない。また、対象地を含め周辺に土壌汚染対策法上の要措置区域等の指定や府条例の管理区域の指定はない。また、現地調査及びヒアリングからも特段の情報は得られなかった。以上の調査から、目的土地及び周辺土地の利用履歴等から土壌汚染の可能性は低いと判断した。なお土壌汚染の有無及び内容について確実な情報を得るには、土壌汚染調査会社による正式な（専門）調査を要する。	
特記事項	特にない	

２　建物の概況及び利用状況等（物件２）

区　　分	主である建物	
建築時期及び経済的残存耐用年数等	建築年月日	令和3年1月8日（新築）
	経過年数	約6年
	経済的残存耐用年数	約24年
仕　　様	構　造	木造
	屋　根	合金メッキ鋼板ぶき
	外　壁	サイディング等
	内　壁	ビニールクロス等
	天　井	ビニールクロス等
	床	フローリング等
	設　備	電気、ガス、給排水設備等
	その他	－
床面積（現況）	延 118.34㎡	
現況用途等	階　層	２階建
	現況用途	居宅
	間取り	４ＬＤＫ
品　　等	普通	
保守管理の状態	普通程度。経年相応の劣化・汚れが存する。	
建物の利用状況	現況調査報告書のとおり	
特記事項	・検査済証あり。 ・目的建物の建築時期・構造・用途等より、アスベスト含有建材使用の可能性は低いと思われるが、アスベスト使用の有無等、詳細については専門調査機関による分析調査を要する。 ・その他、設備等の稼動の状況を確認したものではない。	

第５　評価額算出の過程

１　基礎となる価格

①　物件１（土地）

目的土地の建付地価格を次のとおり求めた。

物件番号	標準画地価格（円／㎡）ア	個別格差 イ	地積（㎡）ウ	建付減価 エ	建付地価格（円）（千円未満四捨五入）オ（ア×イ×ウ×エ）
1	261,000	1.00	151.53	0.98	38,758,000

ア 標準画地価格（公示価格等からの規準）

地価公示　豊中-4

公示価格等	時点修正	標準化補正	地域格差	標準画地価格
260,000円／㎡	× 103.2/100	× 100/103	× 100/100	＝ 261,000円／㎡

◇時点修正：　公示価格等の価格時点から評価日までの推定変動率である。

◇標準化補正：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.03	1.00	1.00	1.00	1.03
方位+3				

◇地域格差：

街路	接近	環境	行政	総合（相乗積）
0.98	1.02	1.00	1.00	1.00
幅員等-2	最寄駅距離+2			

イ 個別格差：

接面・方位	規模	形状	その他	総合（相乗積）
1.00	1.00	1.00	1.00	1.00

ウ 地積：登記数量による。

エ 建付減価：建物と敷地との適応の状態等を考慮した。

②　物件２（建物）

目的建物の再調達原価を，建物建築費の推移動向を考慮した標準的な建築費に比準して求め，これに耐用年数に基づく方法及び観察減価法を併用して求めた現価率を乗じて，建物の価格を求めた。

物件番号	再調達原価（円／㎡）ア	現況延面積（㎡）イ	現価率 ウ	建物の価格（円）（千円未満四捨五入）エ（ア×イ×ウ）
2	220,000	118.34	0.57	14,840,000

ウ 現価率

経過年数	約6年
経済的残存耐用年数	約24年
観察減価	30%
残価率	5%

耐用年数に基づく方法と観察減価法を併用し，現価率を査定した。

現価率＝｛残価率5%＋（１－0.05）×経済的残存耐用年数24年／（経過年数6年＋経済的残存耐用年数24年）｝×（１－0.3）

＝ 0.57

※観察減価は中古建物に係る市場の特性等を考慮して査定した。

2　評価額の判定

前記により求めた価格に，土地については土地利用権等価格を控除し，建物については土地利用権等価格を加算し，さらに競売市場修正等を施して，下記のとおり評価額を求めた。

①　土地利用権等価格

物件番号	建付地価格（円） ア	土地利用権等割合 イ		土地利用権等価格（円） （千円未満四捨五入） ウ（ア×イ）
1	38,758,000	0.55	法定地上権	21,317,000

②　内訳価格及び一括価格

物件番号	基礎となる価格（円） （1①オ，1②エ） ア	土地利用権等価格の控除及び加算（円） （2①ウ） イ	占有減価 ウ	市場性修正 エ	競売市場修正 オ	その他の控除減価（敷金等）（円） カ	評価額（円） （万円未満四捨五入） キ〔（ア＋イ）×ウ×エ×オ－カ〕
1	38,758,000	－ 21,317,000		1.00	0.70		12,210,000
2	14,840,000	＋ 21,317,000	1.00	1.00	0.70	0	25,310,000
						一括価格（合計）	37,520,000

ウ 占有減価

本件の場合不要。

エ 市場性修正

本件の場合不要。

オ 競売市場修正

第２の「評価の条件」欄記載の不動産競売市場特有の要因を考慮のうえ，競売市場修正率を0.70と決定した。

カ その他の控除減価（敷金等）

本件の場合不要

第６　参考価格資料

１ 地価公示　豊中-4

所　　在　：豊中市蛍池中町3丁目79番2「蛍池中町3-8-23」
価　　格　：260,000円／㎡
位　　置　：阪急宝塚本線　蛍池駅　西方 約200m（道路距離）
価格時点　：令和8年1月1日
地　　積　：223㎡
供給処理施設　：水道，ガス，下水
接面街路　：南東 4.0m 市道
用途指定等　：第1種中高層住居専用地域（建ぺい60%，容積率200%）
地域の概要　：一般住宅の中に共同住宅等が見られる住宅地域

２ 固定資産税評価額　（令和8年度）

物件１（土地）　：　22,926,489円
物件２（建物）　：　 8,778,094円

第７　附属資料

１ 位置図
２ 公図
３ 地積測量図
４ 建物図面
５ 土地建物位置関係図
６ 間取略図

以　　上

(No. 26-36)

附 属 資 料

令和　8年（ケ）第　　２２７号

物　件　目　録

１　所　　在　　豊中市蛍池中町一丁目

　　地　　番　　１００番２

　　地　　目　　宅地

　　地　　積　　１５１．５３平方メートル

２　所　　在　　豊中市蛍池中町一丁目１００番地２

　　家屋　番号　　１００番２の２

　　種　　類　　居宅

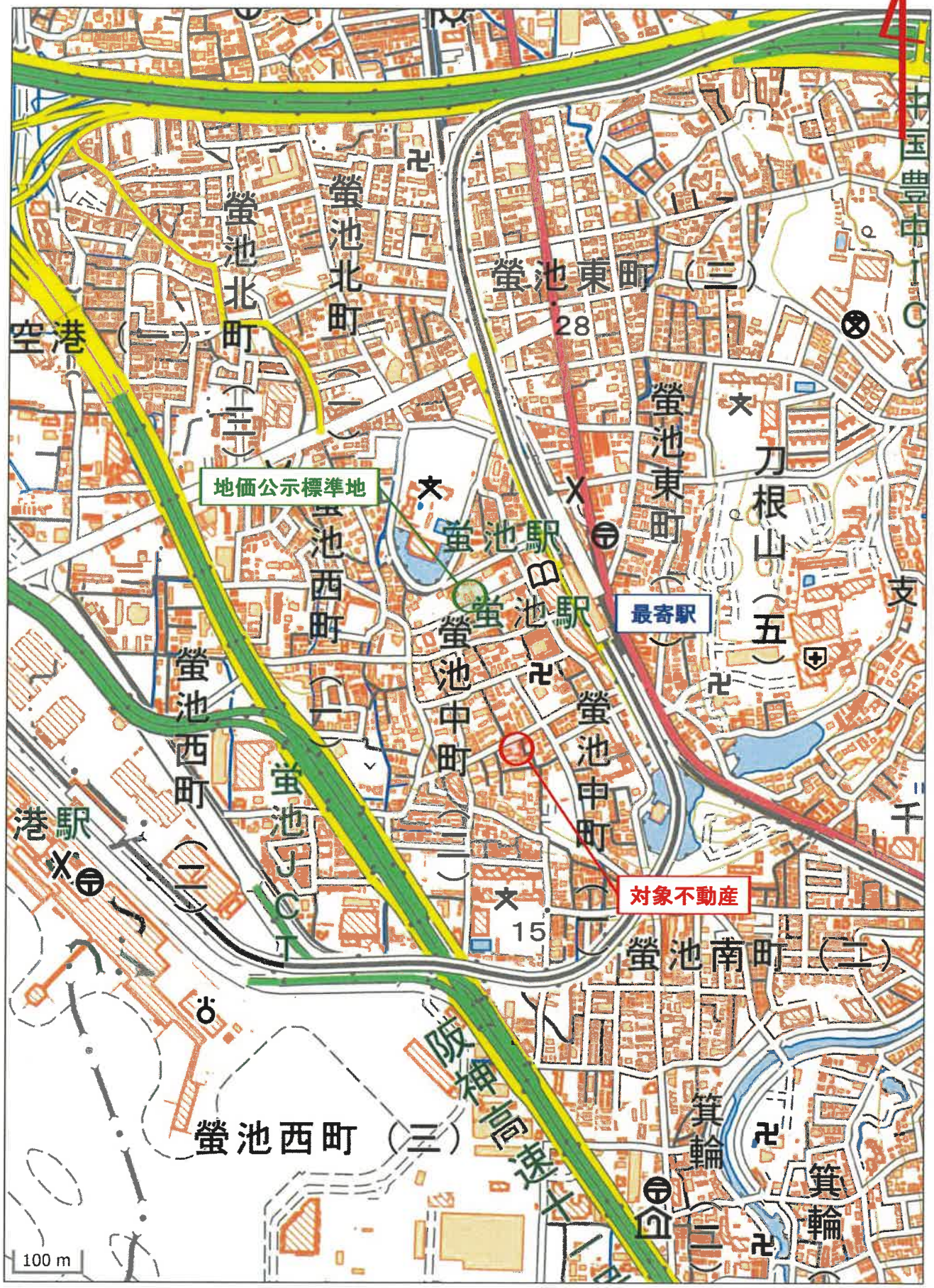
　　構　　造　　木造合金メッキ鋼板ぶき２階建

　　床　面　積　　１階　６６．４６平方メートル
　　２階　５１．８８平方メートル

附属資料No.1

位置図

地理院地図
GSI Maps



附属資料No.2

公　図

A4判に縮小



（注）地図に準ずる図面は、土地の区画を明確にした不動産登記法所定の地図が備え付けられるまでの間、これに代わるものとして備え付けられている図面で、土地の位置及び形状の概略を記載した図面です。



請求部分	所在	豊中市蛍池中町一丁目			地番	100番2			
出力縮尺	縮尺不明	精度区分		座標系番号又は記号		分類	地図に準ずる図面	種類	旧土地台帳附属地図
作成年月日				備付年月日（原図）				補記事項	

これは地図に準ずる図面に記録されている内容を証明した書面である。

令和8年5月18日
大阪法務局池田出張所
登記官 [redacted]

請求番号：30-1
(1/1)

登記年月日：令和2年6月1日

これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年5月18日　大阪法務局池田出張所　登記官 [redacted]

地積測量図

地番	100-2-6
土地の所在	豊中市蛍池中町一丁目

附属資料No.3 地積測量図

求積表

地番	① 100-2			
NO	Xn	Yn	Yn+1－Yn-1	Xn・(Yn+1－Yn-1)
HA143	－133847.359	－50478.415	－4.733	633499.646414
HA81	－133847.529	－50479.174	－7.112	951924.337446
HA73	－133849.964	－50485.527	－8.248	1103994.503072
HA74	－133850.714	－50487.422	1.273	－170391.958922
HA136	－133850.390	－50484.254	5.296	－708924.626440
B7	－133856.178	－50482.126	10.151	－1358876.572878
B8	－133854.113	－50474.103	7.685	－1028746.709405
HA155	－133852.802	－50474.441	－4.312	577216.402224
			合計	－303.077467
			合計面積	151.6387435
			地積	151.63 ㎡

地番	② 100-6			
NO	Xn	Yn	Yn+1－Yn-1	Xn・(Yn+1－Yn-1)
HA155	－133851.329	－50469.943	－7.084	948273.554535
HA156	－133852.802	－50474.441	－5.160	690732.058320
B8	－133854.113	－50474.103	－7.585	1028748.708405
B7	－133856.178	－50482.126	－7.873	1053528.419394
HA137	－133856.585	－50481.976	1.492	－199728.944820
HA138	－133870.572	－50480.534	3.565	－490636.012680
HA109	－133870.182	－50478.311	6.443	－862525.682526
HA93	－133869.436	－50474.191	4.111	－550337.251395
HA92	－133869.350	－50474.200	1.368	－183133.270800
HA144	－133869.080	－50472.823	6.843	－915066.182670
HA133	－133868.061	－50467.357	3.880	－519408.075680
			合計	－155.481317
			合計面積	77.7406588
			地積	77.74 ㎡

基準点網図 S=1/2500



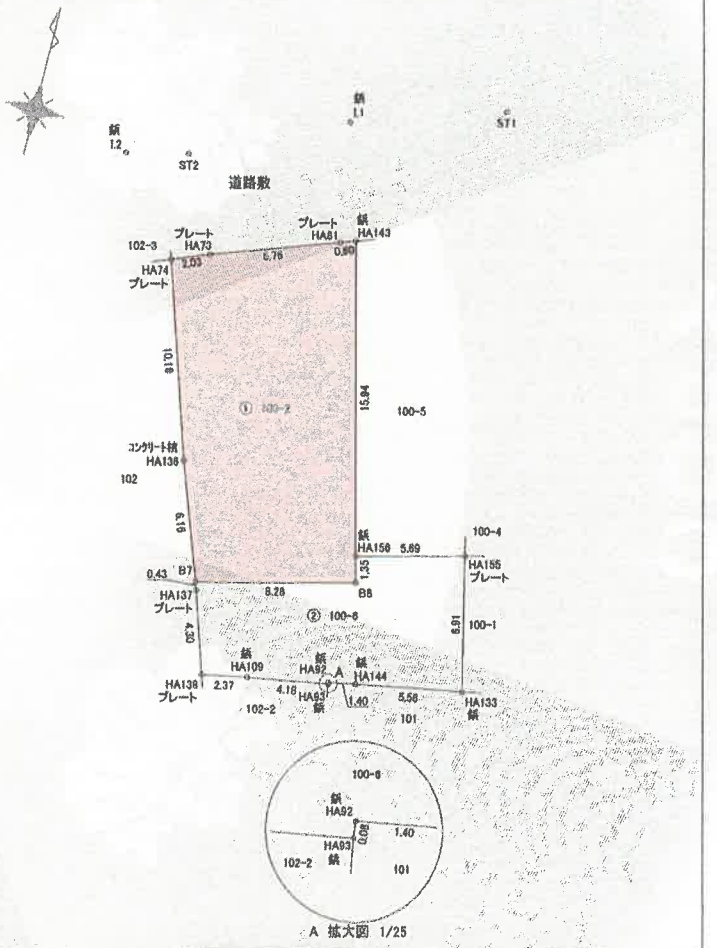
世界測地系 第Ⅵ系
縮尺係数 0.999931

座標一覧表

点名	X座標	Y座標
310327	－133821.394	－50440.564
311120	－133902.257	－50402.035
B3175	－133860.058	－50507.967
ST1	－133838.957	－50472.489
ST2	－133845.237	－50487.895
ST3	－133856.866	－50465.587
1.1	－133841.532	－50480.221
1.2	－133845.989	－50491.068

引照点距離表

引照点	境界点	距離
1.1	HA143	5.099
1.1	HA74	11.666
1.2	HA143	13.728
1.2	HA74	5.368



作成者	[redacted]	(令和 2年 2月 6日測量) (令和 2年 5月 28日作成)	申請人	[redacted]	縮尺	1/250

A4判に縮小

請求番号：30-2

登記年月日：令和3年1月12日

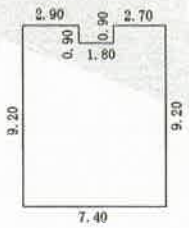
これは図面に記録されている内容を証明した書面である。
令和8年5月18日　大阪法務局池田出張所　登記官

各階平面図

家屋番号	100番2の2
建物の所在	豊中市蛍池中町一丁目100番地2

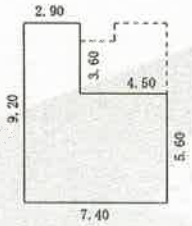
建物図面

1階

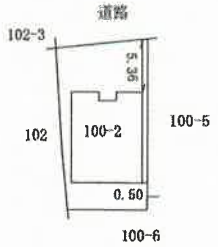


求積表		
2.900 × 9.200	=	26.680000
4.500 × 8.300	=	37.350000
2.700 × 0.900	=	2.430000
合計		66.460000
床面積		66.46 ㎡

2階



求積表		
7.400 × 5.600	=	41.440000
2.900 × 3.600	=	10.440000
合計		51.880000
床面積		51.88 ㎡



作製者	[redacted]	（令和３年１月８日作製）	縮尺	1/250
申請人	[redacted]		縮尺	1/500

附属資料No.4

建物図面

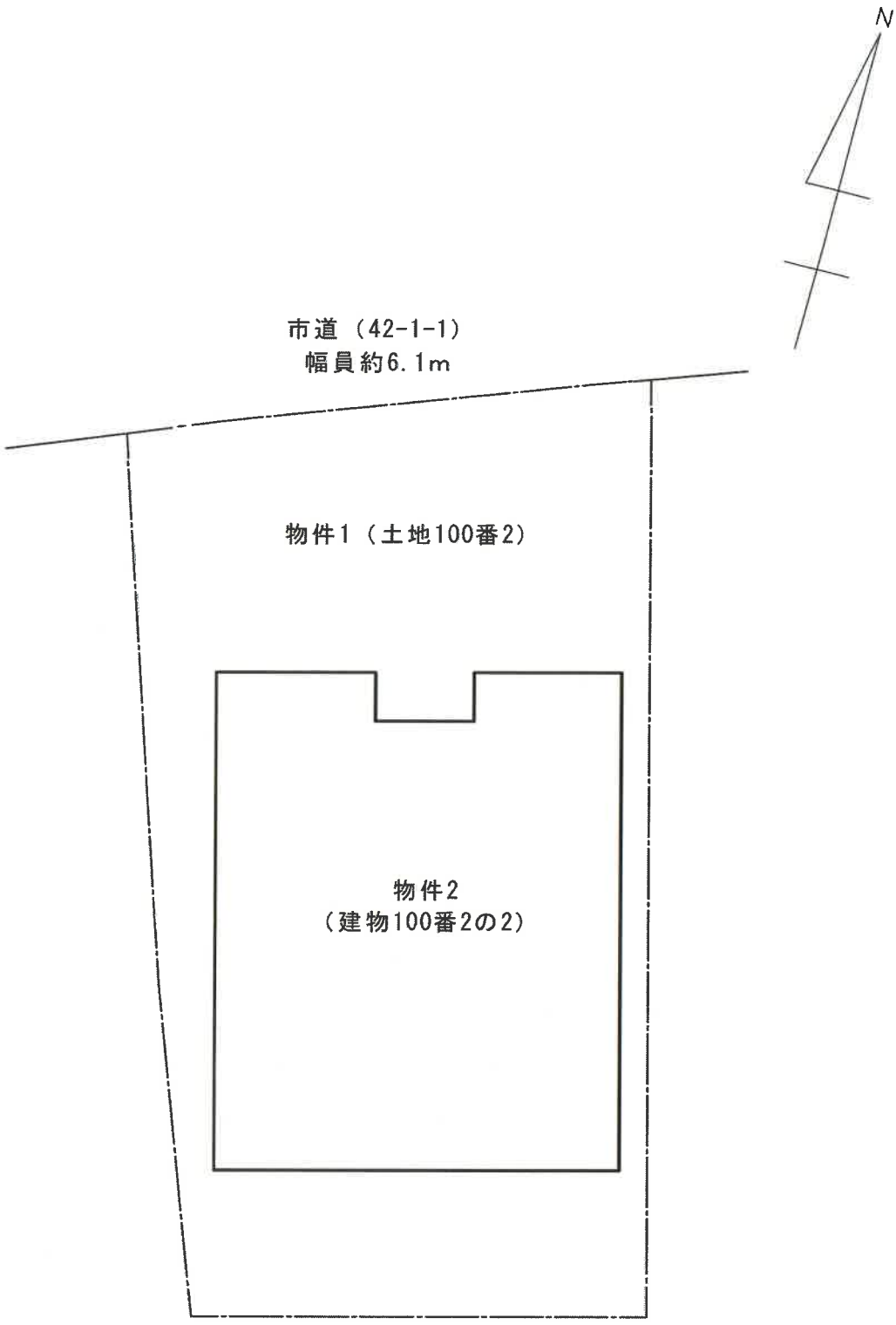
A4判に縮小

[redacted]

請求番号：30-3

附属資料No.5

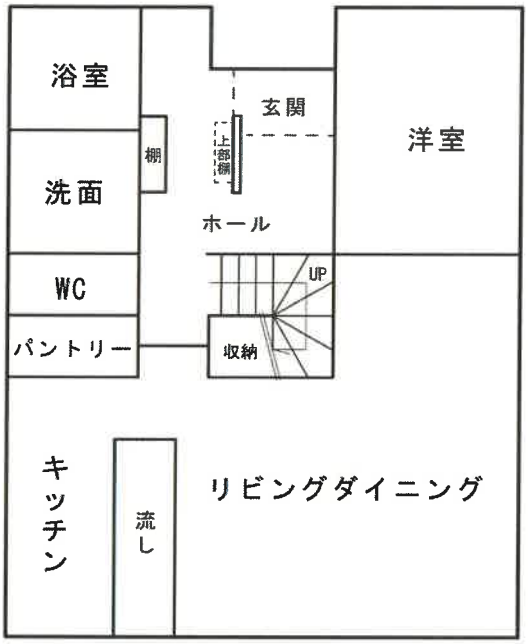
土地建物位置関係図



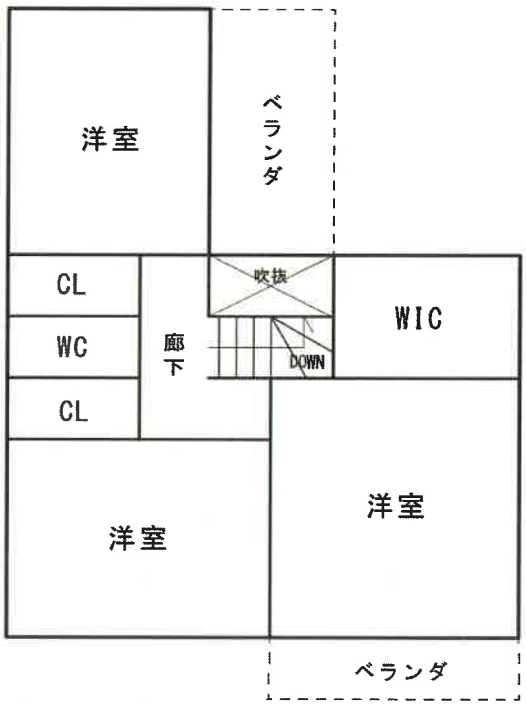
間取略図


N

1F


浴室
洗面
棚
上部棚
玄関
洋室
ホール
WC
UP
パントリー
収納
キッチン
流し
リビングダイニング

2F


洋室
ベランダ
CL
吹抜
WIC
WC
廊下
DOWN
CL
洋室
洋室
ベランダ